



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

*29 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局)

公布された条例のあらまし

◇議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

議会の議員の議員報酬の額を減じる期間を延長するとともに、議員報酬の額を減じる割合を改めました。(本則関係)

2 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

条 例

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 25 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 29 号

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬の特例に関する条例 (平成16年和歌山県条例第38号) の一部を次のように改正する。

本則中「平成21年 4 月 1 日」を「平成22年 4 月 1 日」に、「平成22年 3 月31日」を「平成23年 3 月31日」に、「100分の 6」を「100分の 3」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。